

平成24年第5回佐渡市議会定例会会議録（第1号）

平成24年9月7日（金曜日）

議事日程（第1号）

平成24年9月7日（金）午前10時00分開会・開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 行政報告
- 第5 議案第87号から議案第129号
(決算審査特別委員会の設置)
(決算審査特別委員選任の報告)
- 第6 請願第4号から請願第6号、陳情第3号

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（23名）

1番	山田伸之君	2番	荒井眞理君
3番	駒形信雄君	4番	渡辺慎一君
5番	坂下善英君	6番	大森幸平君
7番	笠井正信君	8番	中川直美君
9番	大澤祐治郎君	11番	浜田正敏君
12番	中川隆一君	13番	中村良夫君
14番	村川四郎君	15番	佐藤孝君
16番	金光英晴君	17番	猪股文彦君
18番	金子克己君	19番	根岸勇雄君
20番	近藤和義君	21番	竹内道廣君
22番	加賀博昭君	23番	岩崎隆寿君
24番	祝優雄君		

欠席議員（1名）

10番 金田淳一君

地方自治法第121条の規定により出席した者

市長 甲斐元也君 副市長 金子優君

教 育 長	小 林	祐 玄	君	綜合政策監	藤 井 裕 士 君
總 務 課 長	山 田	富 巳 夫 君	綜合政策長	高 松 登 君	
行政改革長	清 水	忠 雄 君	島 づ くり長	藤 井 光 君	
世 界 遺 産 長	高 橋	則 夫 君	財 務 課 長	伊 貝 秀 一 君	
地 域 振 興 長	計 良	孝 晴 君	交 通 政 策 長	渡 邊 裕 次 君	
市 民 生 活 長	川 上	達 也 君	税 務 課 長	田 川 和 信 君	
環 境 対 策 長	児 玉	龍 司 君	社 会 福 祉 長	本 間 優 君	
高 齢 福 祉 長	佐 藤	一 郎 君	農 林 水 産 長	渡 辺 竜 五 君	
観 光 商 工 長	伊 藤	俊 之 君	建 設 課 長	石 塚 道 夫 君	
上 下 水 道 長	和 倉	永 久 君	学 校 教 育 長	吉 田 泉 君	
社 会 教 育 長	小 林	泰 英 君	両 津 病 院 長	塚 本 寿 一 君	
選 挙 管 理 会 長	木 下	勉 君	代 監 査 委 員	清 水 一 次 君	
監 査 委 員 長	源 田	俊 夫 君	農 業 委 員 会 長	島 川 昭 君	
消 防 長	深 野	俊 之 君	農 務 局 課 理 幹	本 間 聡 君	
財 務 課 理 幹	鈴 木	一 郎 君	總 務 機 主		

事務局職員出席者

事 務 局 長	名 畑 匡 章 君	事務局次長	村 川 一 博 君
議 事 調 査 係	中 川 雅 史 君	議事調査係	太 田 一 人 君

午前10時00分 開会・開議

○議長（祝 優雄君） おはようございます。ただいまの出席議員数は23名であります。定足数に達しておりますので、平成24年第5回佐渡市議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（祝 優雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、佐渡市議会会議規則第80条の規定により、6番、大森幸平君及び8番、中川直美君を指名をいたします。

日程第2 会期の決定

○議長（祝 優雄君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

今期定例会の会期及び会期日程について議会運営副委員長の報告を求めます。

議会運営副委員長、中川直美君。

〔議会運営副委員長 中川直美君登壇〕

○議会運営副委員長（中川直美君） おはようございます。本日は、金田委員長が健康の理由により欠席でありますので、副委員長の私から9月5日に開催した議会運営委員会で協議をした今期定例会の会期及び会期日程についてご報告をいたします。

会期につきましては、本日9月7日から9月25日までの19日間といたします。

会期日程につきましては、お手元に配付の9月定例会会期日程表をごらんください。

本日9月7日、本会議。この後、行政報告、議案の上程、提案理由の説明、議案質疑の後、決算審査特別委員会の設置、議案等の委員会付託を行います。なお、午後1時から第3委員会室で議会報編集特別委員会を、本会議終了後、第2委員会室で各派代表者会議を開催いたします。

来週10日月曜日は、午前10時から決算審査特別委員会、午後1時30分から議会改革特別委員会を開催いたします。

11日火曜日から14日金曜日までの4日間が一般質問となり、質問者は13人です。なお、14日金曜日は午前の一般質問終了後、各派代表者会議を行います。

18日火曜日は、午前10時から第2委員会室で議会改革特別委員会を、第3委員会室で観光対策等特別委員会を開催します。また、午後1時30分から新市建設計画等特別委員会を第2委員会室で開催します。

19日水曜日から21日金曜日までの3日間が常任委員会審査、21日午後4時に議会改革特別委員会の中間報告書の配付、質疑の受け付け、その後議会運営委員会を開催します。

24日月曜日は、午後3時を目途に常任委員長報告の配付、質疑、討論を受け、その後議会運営委員会を開催します。

翌25日火曜日が最終日となります。なお、最終日の本会議は午後2時の開会といたします。

以上であります。

○議長（祝 優雄君） ただいまの議会運営副委員長の報告に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

お諮りします。ただいまの議会運営副委員長の報告のとおり今定例会の会期は、本日から9月25日までの19日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は19日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（祝 優雄君） 日程第3、諸般の報告を行います。

諸般の報告は、お手元に配付した資料のとおりであります。朗読は省略いたします。

日程第4 行政報告

○議長（祝 優雄君） 日程第4、行政報告について市長から報告を求めます。

市長、甲斐元也君。

〔市長 甲斐元也君登壇〕

○市長（甲斐元也君） おはようございます。平成24年第5回佐渡市議会定例会に当たりまして、平成24年第3回佐渡市議会定例会以降の報告事件につきまして、ご報告、ご説明を申し上げます。

報告第34号から第38号までの5件の専決処分につきましては、議会の委任事項であります損害賠償を専決処分しましたので、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものであります。

報告第39号 平成23年度佐渡市一般会計継続費精算報告書につきましては、継続費を設定しました両津小学校大規模改造事業ほか2事業が平成23年度で完了しましたので、地方自治法施行令第145条第2項の規定により、別紙のとおり報告するものであります。

報告第40号 平成23年度決算に基づく健全化判断比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、監査委員の意見をつけて別紙のとおり報告するものであります。

報告第41号 平成23年度決算に基づく資金不足比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、監査委員の意見をつけて別紙のとおり報告するものであります。

報告第42号 一般財団法人佐渡市スポーツ振興財団の経営状況につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定により、当該法人の事業計画及び決算に関する書類を提出するものであります。

以上、報告事件につきましての説明を終わります。

○議長（祝 優雄君） ただいまの報告第34号から報告第42号に対する質疑を許します。

猪股君。

○17番（猪股文彦君） 42号の一般財団法人佐渡市スポーツ振興財団の経営状況についてについて質問いたします。

この財団をつくったときには、基本財産について一般からできるだけ多くの寄附を集めて独自で運営で

きるようにするということが当初の出発でありましたけれども、この貸借対照表を見ますと、全く努力の跡が見えないけれども、この財団はどのようにこれまでやってきたかということを市長はどのような報告を受けているか、お尋ねいたします。

○議長（祝 優雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 当財団につきましては、従来トライアスロン事務局として発足をしたものの、これをトライアスロン、ロングライド等々だけではなくて、一般の市民のいわゆるスポーツ振興というところまで広げた中で実施をするために財団をつくったものであります。したがって、将来的には極力寄附等々を集めまして、自立をしてやっていくということで今進めております。実は、この財団につきましては、いわゆる体育協会等々との連携が当初はうまくいっていなかったわけですが、徐々にこの連携をとりながら今進めているというところでございまして、鋭意努力をいたしているという報告を受けております。

○議長（祝 優雄君） 猪股君。

○17番（猪股文彦君） 報告ですから、これ以上はお尋ねいたしませんけれども、陸上競技場が完成し、またスポーツハウス等々、この後屋内総合体育館できる。この管理等は、スポーツ財団が主体になってやるものと思いますけれども、そういうふうなことについて、ちょっと質疑から外れて申しわけないのですが、市長は報告を受けたときにスポーツ財団からどのような報告を受けているか、お尋ねいたします。

○議長（祝 優雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 議員のおっしゃるとおりでございまして、冒頭私申し上げましたように、佐渡のスポーツ振興、これにかかわるものについては、この財団で一括やっていくという方向でございまして。

○議長（祝 優雄君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

日程第5 議案第87号から議案第129号

○議長（祝 優雄君） 日程第5、議案第87号から議案第129号までを一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、甲斐元也君。

〔市長 甲斐元也君登壇〕

○市長（甲斐元也君） 議案第87号 佐渡市防災会議条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、災害対策基本法の改正に伴い、防災会議の所掌事務として市長の諮問に応じて防災に関する重要事項を審議することを追加をし、また多様な意見が反映されるよう学識経験者等を会議の委員として追加するなどの条例改正を行うものであります。

議案第88号 佐渡市災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、災害対策基本法の改正に伴い、地方公共団体の災害対策本部の役割が明確化され、都道府県と市町村の災害対策本部の規定が同法にそれぞれ定められ、設置根拠規定の変更が生じたことから、本条例の一部を改正するものであ

ります。

議案第89号 佐渡市へき地保育園条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、浦川保育園及び川茂保育園を閉園するため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第90号 佐渡市保育園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、双葉保育園、真野第1保育園及び羽茂保育園を民間移管するため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第91号 佐渡市地域活性化多目的施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、県営中山間地域総合整備事業により建設されました鷺崎活性化センターについて、新潟県から譲与されたことに伴い、公の施設として設置するため、条例の一部を改正するものであります。

議案第92号 佐渡市小倉ダム管理条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、国営佐渡土地改良事業により造成された外山ダムが平成25年4月より国から佐渡市へ管理委託されることに伴い、土地改良法第96条の4で準用する同法第57条の2第1項の規定により外山ダムに関する規定を定めるため、条例の一部を改正するものであります。

議案第93号 佐渡市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、近年の電気自動車の普及に伴い、設置が進められている電気自動車用の急速充電設備が対象火気設備等の対象となり、急速充電設備を設置する際の位置、構造及び管理に関する条例の制定基準が新たに法令で定められたことから、本条例の改正を行うものであります。

議案第94号 団体営土地改良事業、維持管理事業であります、の施行について、外山地区であります。本案は、国営佐渡土地改良事業により造成された外山ダムの維持管理について、佐渡市が事業主体となり、平成25年から実施するため、土地改良法第96条の2第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第95号 団体営土地改良事業の施行について、江積地区であります。本案は、団体営土地改良事業基盤整備促進事業（江積地区）について、佐渡市が事業主体となり、平成24年度から施行するため、土地改良法第96条の2第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第96号 佐渡市辺地総合整備計画（平成22～24年度分）の変更について。佐渡市辺地総合整備計画、平成22年から24年度であります。を変更するに当たり、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第9項の規定により、議会の議決を求めるものであります。変更の内容は、新規事業の追加及び事業費の増額などによるものであります。

議案第97号 新潟県後期高齢者医療広域連合規約の変更について。本案は、平成24年7月9日で外国人登録法が廃止となり、外国人登録原票が閉鎖され、外国人が住民基本台帳法の適用対象となったことに伴い、新潟県後期高齢者医療広域連合規約中の別表第2にある外国人登録原票の表記を削除するため規約の一部について変更を行うに当たり、地方自治法第291条の3第3項及び第291条の11の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第98号 財産の無償譲渡について（双葉保育園）。本案は、双葉保育園の民間移管に当たり、公共的団体を対象に公募を実施をし、平成24年7月12日に開催された佐渡市公立保育園の民間移管に関する事業者選定委員会の結果、社会福祉法人こどものいえが受託候補として決定したことから、双葉保育園の施

設を社会福祉法人こどものいえに無償譲渡することについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第99号 財産の無償譲渡について（真野第1保育園）。本案は、真野第1保育園の民間移管に当たり、公共的団体を対象に公募を実施をし、平成24年7月13日に開催された佐渡市公立保育園の民間移管に関する事業者選定委員会の結果、社会福祉法人勇樹会が受託候補者として決定したことから、真野第1保育園の施設を社会福祉法人勇樹会に無償譲渡することについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第100号 財産の無償譲渡について（羽茂保育園）。本案は、羽茂保育園の民間移管に当たり、公共的団体を対象に公募を実施をし、平成24年7月11日に開催された佐渡市公立保育園の民間移管に関する事業者選定委員会の結果、社会福祉法人こどものいえが受託候補者として決定したことから、羽茂保育園の施設を社会福祉法人こどものいえに無償譲渡することについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第101号 佐渡市緊急情報伝達システム整備工事請負契約の締結について。本案は、佐渡市緊急情報伝達システム整備工事請負契約について、平成24年8月21日に入札を執行し、最低価格者と請負契約を締結するため、佐渡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第102号 平成24年度佐渡市一般会計補正予算（第6号）について。本予算案は、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ7億3,763万5,000円を追加をし、予算総額を515億5,047万2,000円とするものであります。主な補正内容は、歳入では地方交付税、県支出金及び繰越金などの増額計上、歳出では失業者の雇用の確保及び再就職支援として緊急雇用創出助成事業に1,500万円、住宅リフォーム支援事業に2億円を予算計上するほか、この冬の市民生活の向上を図るため道路除雪事業に1,754万8,000円や総合体育館建設事業の事業費増額に伴う継続費補正などを予算計上するものであります。

議案第103号 平成24年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について。本予算案は、既定の歳入歳出予算からそれぞれ199万7,000円を減額をし、予算総額を72億9,373万9,000円とするものであります。主な補正内容として、歳入予算については一般会計繰入金を減額するもので、歳出予算については職員の異動に伴う人件費を減額するものであります。

議案第104号 平成24年度佐渡市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について。本予算案は、既定の歳入歳出予算からそれぞれ20万1,000円を減額をし、予算総額を7億2,559万9,000円とするものであります。主な補正内容は、人事異動などに伴う人件費の減額、本算定による保険料の減額並びに平成23年度歳入歳出額確定による繰越金及び後期高齢者医療広域連合納付金などを増額するものであります。

議案第105号 平成24年度佐渡市介護保険特別会計補正予算（第1号）について。本予算案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ7,642万8,000円を追加をし、予算総額を79億922万8,000円とするものであります。主な補正内容は、23年度歳入歳出額確定による精算返還金の計上及び人事異動に伴う人件費の増額分を予算計上するものであります。

議案第106号 平成24年度佐渡市簡易水道特別会計補正予算（第1号）について。本予算案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ2,927万9,000円を増額をし、予算総額を12億8,827万9,000円とするものであります。

す。主な補正内容は、歳入では一般会計繰入金、繰越金及び補償料の増額、歳出では職員の異動に伴う人件費の減額、一般管理費、維持管理費及び建設改良費の増額であります。

議案第107号 平成24年度佐渡市下水道特別会計補正予算（第1号）について。本予算案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ1,561万1,000円を増額をし、予算総額を32億2,221万1,000円とするものであります。主な補正内容は、歳入では一般会計繰入金の減額及び繰越金の増額、歳出では職員の異動に伴う人件費の減額、下水道総務費及び下水道管理費の増額であります。

議案第108号 平成24年度佐渡市ケーブルテレビ特別会計補正予算（第2号）について。本予算案は、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ31万円を追加をし、予算総額を2億5,691万円とするものであります。補正内容は、扶養者の異動や共済費負担率の変更などに伴い、人件費を増額するものであります。

議案第109号 平成24年度佐渡市歌代の里特別会計補正予算（第1号）について。本予算案は、既定の歳入歳出予算からそれぞれ5万8,000円を減額をし、予算総額を5億74万2,000円とするものであります。主な補正内容は、人事異動等に伴う人件費の減額であります。

議案第110号 平成24年度佐渡市すこやか両津特別会計補正予算（第1号）について。本予算案は、既定の歳入歳出予算をそれぞれ17万6,000円増額をし、予算総額を5億8,917万6,000円とするものであります。補正内容は、歳出では人事異動などに基づく人件費を、歳入では前年度繰越金額の決定と人件費増による一般会計繰入金の予算補正を行うものであります。

議案第111号 平成24年度佐渡市病院事業会計補正予算（第1号）について。本予算案は、収益的収支において支出を837万3,000円の増額、また資本的収支において収入を958万6,000円の増額、支出を1,127万7,000円の増額補正をするものであります。主な内容としましては、職員の異動などに伴う人件費及び国県補助を利用しました医療機器更新にかかわる補正であります。

議案第112号 平成24年度佐渡市水道事業会計補正予算（第3号）について。本予算案は、収益的収支について支出を126万7,000円減額し、支出総額を13億2,603万3,000円とするものであります。また、資本的収支について支出を3万3,000円減額し、支出総額を19億7,729万7,000円とするものであります。補正内容については、人事異動などに伴う人件費の減額であります。

議案第113号から議案第125号までは、一括してご説明を申し上げます。議案第113号 平成23年度佐渡市一般会計歳入歳出決算の認定について、議案第114号 平成23年度佐渡市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第115号 平成23年度佐渡市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第116号 平成23年度佐渡市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第117号 平成23年度佐渡市簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第118号 平成23年度佐渡市下水道特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第119号 平成23年度佐渡市ケーブルテレビ特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第120号 平成23年度佐渡市歌代の里特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第121号 平成23年度佐渡市すこやか両津特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第122号 平成23年度佐渡市五十里財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第123号 平成23年度佐渡市二宮財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第124号 平成23年度佐渡市新畑野財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第125号 平成23年度佐渡市真野財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、以上13議案は平成23年度佐渡市一般会計及び特別会計における歳入歳出決算について、地方

自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定に付すものでございます。

次に、議案第126号及び議案第127号につきましては、一括してご説明を申し上げます。議案第126号 平成23年度佐渡市病院事業会計決算の認定について、議案第127号 平成23年度佐渡市水道事業会計決算の認定について、以上の2議案につきましては、地方公営企業法第30条第4項の規定により、平成23年度佐渡市病院事業会計決算及び佐渡市水道事業会計決算について、監査委員の意見をつけて議会の認定に付すものであります。

議案第128号 平成23年度佐渡市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について。本案は、平成23年度の佐渡市水道事業会計未処分利益剰余金1億6,674万8,276円のうち3,500万円を減債積立金に積み立て、残余を繰り越すものとするについて、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第129号 相川小学校校舎改築、建築であります。工事請負契約の締結について。本案は、相川小学校校舎改築、建築であります。工事請負契約について、平成24年8月30日に入札を執行し、最低価格者と請負契約を締結するため、佐渡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（祝 優雄君） これより議案の順序に従い、質疑に入ります。

議案第87号 佐渡市防災会議条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

中川直美君。

○8番（中川直美君） 幾つかお尋ねをいたします。

言うまでもありませんが、3.11東日本大震災を受けての災害対策基本法の改正に伴う改正であります。具体的に条例関係でお尋ねをしたいのは、防災会議に自主組織の方が、または学識経験者が入れるようになるわけですが、またはということなのですが、これどのようにする考えなのかお尋ねをしたいのと、現在の人数とこの方々どの程度入れていくというつもりなのか。なぜこういうことを聞くかといいますと、ご承知のとおり学校にいた子供たちが98%、ほぼ100%助かったと言われている釜石では群馬大学の片田教授が入って、やっぱりそういったことが功を奏したというのがありますから、しかも災害の知見を詳しく持った人のほうが私いいのではないかというふうに私自身は思っているものですから、自主組織または学識経験者の中からというふうに規定をされていますが、どのようにされるのか、お尋ねをしたいと思います。

あと、3.11以降防災会議等の開催あるいは地域防災計画の見直しも当然進めているのだと思うのですが、どのようなことになるのか。

条例の関係でもう一点、市長が諮問できるということになっていますが、具体的にどのような諮問をされるのか、お尋ねをしておきたいと思う。

○議長（祝 優雄君） 本間危機管理主幹。

○危機管理主幹（本間 聡君） それでは、中川議員のご質問にお答えいたします。

1点目、現在佐渡市の防災会議には市の職員あるいは関係公共機関あるいは関係機関の代表者含めて28人おります。今回改正の委員の構成部分につきましては、自主防災組織を構成する者または学識経験の

ある者を加えるという感覚です。この者たちの想定される範囲内は、広く自主防災組織の代表者等や大学教授等の研究者ほか、ボランティアなどのNPOや女性、高齢者、障害者団体等の代表者等を想定しております。現行では、自主防災組織あるいは市民からの代表と大学教授等の研究者、この2名を想定しております。今後条例が通った暁には、その辺市長と協議していきたいと考えております。

それから、3.11を受けて自主防災会議あるいは地域防災計画の見直しに関係ですけれども、現在8月末に県の地域防災計画の見直し案が承認され、新しい計画となりました。これに基づきまして、市でも地域防災計画の抜本的な見直しを行うという形になっております。今年度内に今回の災害対策基本法や県の津波対策につきまして新たな進展が出るということでありまして、それも含めて地域防災計画の抜本的な見直しを行いたいと思います。また、原子力災害対策につきましては、現在市の地域防災計画にはございません。これにつきましても新たに入れていくという形を考えております。なお、防災会議の諮問事項につきましては、その時々問題あるいは今回の地域防災計画の改定部分、こういうものが重要課題となりますので、諮問を行うという形になっていくかと思います。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 今回の災害対策基本法の改正で市町村の事務にかかわる部分は、今回出ているこの案とこの後のものだけなのですが、災害対策基本法が言っている例えば防災教育をどう徹底するとか、あるいは住民の責務として災害教訓を伝承するみたいなのも法の趣旨の中に明確にうたわれているわけなのです。そういう意味でいうと、先ほどのお話ですと、諮問についてはその時々課題というのですが、今3.11以降過去の防災計画から見ても大変大きな課題がいっぱいあるのだろうというふうには思っているのですが、その辺はどのように全体として進めるのか。つまりこの条例変えるだけではなくて、全体として佐渡市の防災、学校教育もそうだし、法の趣旨でいえば、その辺を総合的にやっぱり進めていくという体制はどのようになっていますか。

○議長（祝 優雄君） 本間主幹。

○危機管理主幹（本間 聡君） 市の防災会議には、先ほど申し上げました関係機関、市以外の公共的機関あるいは関係機関、そして市の中でも教育長はじめとしまして、学校教育課長、社会教育課長等も含めて入っております。この部分について、その時々課題と申し上げましたが、当然災害対策基本法に基づく今回の中で教訓伝承の新設及び防災教育強化による防災意識の向上、そして地域防災計画の策定等への多様な主体の参画という法の基本的な改正方針がございますので、そこも地域防災会議の中で協議していくという形になろうかと思います。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） これは、毎日新聞の報道ですけれども、今回の災害基本法の改定について、例えば被災した自治体の機能が低下した場合の対応などを盛り込んだ改正が行われたと、大ざっぱにこういうふうに言っています。災害基本法の改正そのものを私読んでみますと、大規模で広範な災害のときに一番問題なのは、発生時における積極的な情報の収集、伝達、共有の強化ということで、第51条から53条関係がかなり強化、強調されていますよね。そういった意味でいうと、私はすぐにでもきちっとした防災会議もつくるし、そしてこういった情報の問題については、離島でありますから、重要な課題として今回の改正

ではそう言っているのですから、佐渡の体制、私不十分だと思っているのですが、そういった方向でやっていく必要があるのではないかなと思うのですが、その辺どうですか。

○議長（祝 優雄君） 本間主幹。

○危機管理主幹（本間 聡君） 今回の災害対策基本法を改正する法律の重点項目の中に発災時における積極的な情報の収集、伝達、共有の強化という項目がございます。実は、改正前といいますか、現行の防災会議条例では、この情報収集という役割もございました。しかしながら、この情報収集につきましては災害対策本部に一元化するというのがより効率的であり、効果があるということで、この情報収集の部分にかわりまして、市長の諮問機関としての重要課題を審議するという部分が加わっております。議員ご指摘のとおり、発災時には自治体のみならず、国、県の役割として積極的な情報の収集を行うと、状況の把握を行うというのが大切な部分ですので、その辺については従来どおり地域防災計画にも主眼点として載せまして、取り組んでいきたいと考えております。

○議長（祝 優雄君） 大澤祐治郎君。

○9番（大澤祐治郎君） お願いをいたします。今の中川君の質問に共通点がありますが、災害はいわゆる待ってくれません。したがって、防災計画等のこういう骨子がきちっとできておるのであるならば、まず防災会議の委員長あるいは委員というようなものをしっかり人名を張りつけて我々に発表する必要、義務というものが私は執行部にあると、こう認識しておりますが、市長の諮問によってということでありますので、特別その会議の委員長、副委員長、構成メンバー、そういったものを今お持ちであれば発表していただきたい。言うならば、災害そのものは持ってくれないわけですから、我々もいろんなことを考えるに及んで、そういった方々と接触も持ちたいし、話も聞きたいし、そういう思いがありますので、お願いをいたします。

○議長（祝 優雄君） 本間主幹。

○危機管理主幹（本間 聡君） 現在防災会議の会長は市長です。副会長が副市長という形になっております。なお、会議の委員につきましては、手元にちょっと資料がございませんので、後日ご報告させていただきたいと思います。

○議長（祝 優雄君） 大澤祐治郎君。

○9番（大澤祐治郎君） 今の主幹の私は答弁は、実にまずいと思います。条例を変えて、そして新たに組織の見直しをなささい、充実をなささいと、こういう問題にありながら、聞いたら防災会議の会長は市長だと。だったら、ここに書いてある文句は市長が諮問したり、市長が委任したりなんていうような文書がここに起きてくること自体おかしいし、主幹の説明の中では大学教授並びに防災計画委員の中からというようなことで2名というようなお話をされたかと私は思っておりますが、私の聞き方がまずいかわかりませんが、ここのところをもっとはっきり我々に発表していただかないと、自分のおやじが会長であって、おやじが勝手に運営するのだというような趣旨なら、上からなぜ組織をもう少し拡充してしっかりせよというような法律の改正が来るということに対してもちょっと疑問を持つのですが、主幹、ここのところ整理してもっとはっきり言わなければ、後で出しますなんていうような話では、災害が来たときは間に合いませんよ。災害は待ってくれないということを私は改めて申し上げるのですが、あなた首振っておるが、何で首を振らなければならない話なのだ。わかっておったら、はっきり発表しなさい。

○議長（祝 優雄君） 今構成メンバーはできておるのですか。

本間主幹。

○危機管理主幹（本間 聡君） 現行の構成メンバーは、市長をトップといたしまして、市職員、それから関係公共機関、それから関係公共的機関のメンバーとなっております。そして、今回新たに条例で学識経験者あるいは自主防災組織を構成する者が加わるということで、条例が制定された後に人選をして本人からの了解を得ると。2名になるか1名になるか、最終的にはまだ決定しておりませんが、そういう今段階であります。現行のメンバーの構成、名前については、ちょっと今手元に資料がございませんので、後日配付させていただきたいということでございます。

○議長（祝 優雄君） 大澤祐治郎君。

○9番（大澤祐治郎君） 主幹、現行のメンバーは現行のメンバーでいいのです。補充をするのか、改めてメンバー構成をやり直すのか。そして、あなた言ったように、条例制定前にそういう用意をしておいてという話をあなた申し上げたと思うのですが、そうであるなら試案ないし腹案というものを市長との間で詰めて、そういうものができていなければおかしいでしょう。あした災害が来たら、ではこの条例改正やっていないというので仕方なかったというようなことであなたこれ済みますか。済まないでしょう。だから、私はあなたが言っておることがおかしいというの。条例制定前に必要であったら、こういう予定でおりますが、これは議会の議長含めて議会の議決をいただいておりますので、ある意味では非公式なところがありますが、こういう線をお願いをしたいとか、あるいはこういう線に基づいて市長が諮問をするとかいう話があってしかるべきなのではないでしょうか。そういうことをお聞きしておるので、後で後でとか、つけ足しのような話をやっぱり提案するというやり方は私はまずいと。きっちり用意をしておって、そういう発言であるべきだと、こう思うのですが、最後に執行者はどう思いますか。

○議長（祝 優雄君） 本間主幹。

○危機管理主幹（本間 聡君） この新たに条例として出しました委員につきましては、議決を受けた段階で現行の防災会議につけ加えるという形でございます。それで、議決を経た後にこの条例の8号に該当する人間の人選含めて早急に行いたいと考えております。

○議長（祝 優雄君） 議案第87号についての質疑を終結いたします。

議案第88号 佐渡市災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第88号についての質疑を終結いたします。

議案第89号 佐渡市へき地保育園条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第89号についての質疑を終結いたします。

議案第90号 佐渡市保育園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

中川直美君。

○8番（中川直美君） この条例は、佐渡市になってというか、佐渡で初めて公立保育園を民営化する関連の条例改正であります。そこで、お尋ねをしたいのですが、税と社会保障の一体改革の中で大きく福祉の分野で変えられたのは保育制度です。ご案内のとおり、これまで3つの私立の保育園があって、3つの保育園に保育園の運営費として約2億円国のほうから来ていたわけなのですが、それが今度の子ども・子育て新システムという保育制度になると全く変わるというふうに私は思うのですが、もちろんそういった中身も含めて受け取られる業者は受け取ったのだと思うのですが、その辺がどうなのかが1点。

2点目は、応募に際してあなた方は募集要項を出しています。その募集要項の中には、現在の保育士の配置基準とか基準面積を下回らないように、あるいは保育園の運営費の中に含まれている保育士の給料の部分についてはきちんと保障するようというふうな内容も私含まれていたかというふうに思うのですが、そういったものを守ることができるのかどうか、あなた方はどう考えているのか、お尋ねをしたいというふうに思います。

○議長（祝 優雄君） 本間社会福祉課長。

○社会福祉課長（本間 優君） お答えいたします。

第1点目の総合こども園の関係については、現在のところ、その話題は出ておりません。今までどおりの保育委託料、運営費の委託料ということで話し合っております。

それと、保育士の件であります。現在勤めていらっしゃいます保育士さん、臨時さんを雇用していただくということで、法人さんもそちらの方向でぜひお願いしたいということで、給料の面も、その面接によってですが、正職にしたいというようなことで、一定のことで聞いております。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 確かに子ども・子育て新システムの主体、詳しい中身についてはまだ決まっていませんが、いずれなるわけでしょう。何年か後に間違いなく。そういう意味でいうと、それが本当にどうなのかというのは、よくこれ考えておかないと私はだめだと思うのですが、その辺どうなのか。

そして、もう一つ、この3つの園の中で募集条件みたいのがあったわけですね。市民厚生だから詳しくわかるのですが、とりわけ羽茂保育園については現在借地の上に建っていますから、建てかえることを条件で募集をして選考されたというふうに思うのですが、一般的に民間の保育園も新しい保育制度になると非常に経営が大変だと言われる中で、そのことは完全にクリアできる中身になっているのですか。

○議長（祝 優雄君） 本間課長。

○社会福祉課長（本間 優君） お答えします。

総合こども園に関しましては、まだちょっと見通しが立たないということで、決定次第協議していきたいと思っております。

それと、羽茂保育園については条件の中で3年以内に計画に着手することということで募集要項に載っております。十分その移管先候補者の法人ともその辺は協議させていただいて進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 先ほどもちょっと言いましたが、佐渡市にはもともと私立の保育園が3つあって、今度新たに3つになるのですが、私立保育園持っているところでは、建て替え云々についても市が助成するみたいな結構県内も含めて持っているのです。その辺はどんなふうにしたいのかをお尋ねをしておきたいのが1点と、もう一つは現行いる正規の保育士さんは、またほかのところへ行くのでしょうけれども、臨時の保育士さん等は、保育士足りない中だから、もちろん大丈夫だと思うのですが、そういった雇用の場としてはきちんと守ってもらえるわけですね。

○議長（祝 優雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） お答えいたしますけれども、事業者の選定委員会というものをやっております、そこの中で相手の、もうベテランでございますので、その方々との話し合いの中でやっておるわけでありまして、将来だまされるのではないかなんていう、そんなことの今段階ではないわけでありまして、立派にやっていくと、あるいは私どもの臨時の方々も採用すると、こういう確約のもとでこれを選ばせていただきましたので、その辺はひとつご理解をいただきたいと思っております。

○議長（祝 優雄君） 議案第90号についての質疑を終結いたします。

議案第91号 佐渡市地域活性化多目的施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第91号についての質疑を終結いたします。

議案第92号 佐渡市小倉ダム管理条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第92号についての質疑を終結いたします。

議案第93号 佐渡市火災予防条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第93号についての質疑を終結いたします。

議案第94号 団体営土地改良事業（維持管理事業）の施行について（外山地区）の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第94号についての質疑を終結いたします。

議案第95号 団体営土地改良事業の施行について（江積地区）の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第95号についての質疑を終結いたします。

議案第96号 佐渡市辺地総合整備計画（平成22～24年度）の変更についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第96号についての質疑を終結いたします。

議案第97号 新潟県後期高齢者医療広域連合規約の変更についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第97号についての質疑を終結いたします。

議案第98号 財産の無償譲渡について（双葉保育園）の質疑を許します。

加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） これに関連するものとしては、もう2園あるわけですが、ここでお尋ねします。現在の建物を無償譲渡するということでございますが、敷地については、この土地は佐渡市のものだと思うのです。そこで、無償譲渡をするということと下の敷地についてはどういう契約になっておる。まず、この1点をお聞きします。

○議長（祝 優雄君） 本間社会福祉課長。

○社会福祉課長（本間 優君） お答えします。

土地に関しては、無償貸与とする予定であります。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） そこで、無償貸与はいいのですが、この中には、この後あるから、そのときに聞けばいいのかな。それでは聞きますが、無償貸与して、永久にこの無償貸与するという形をとらざるを得ないと思うのです。そうすると、それに対する契約というのはきちっと結ばれておると思うのですが、経営そのものを民間へやってしまうわけですから、民間経営になるわけですから、土地は市から借りて、上屋はもらって、そして経営していくわけです。そこで、立ち至って聞くのですが、この保育園の運営につきましては、国からの俗に言う補助金というのが出てくるわけですが、そういうものはそっくりそっちへ渡るわけなのだが、そこで上屋の改築とか、そういうものが当然行われるときが来るので、そのときは全く市はかかわり合いを持たないのですか。私は、持たなければならぬと思っておるのですが、その辺はどうですか。

○議長（祝 優雄君） 本間課長。

○社会福祉課長（本間 優君） お答えいたします。

民間が改築というか、建てかえる場合には、国、県からの補助金が出ます。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） その辺のところ、わかっておるわけですが、そこで1つどうしても市との間で縁が切れないのが保育料なのです。この保育料というのは、もう集まったものとみなして市は毎年経営をされる民間の保育所に、保育園といいますか、保育所といいますか、そこへ払わなければならない。これは、現在ある民間保育園も同じだろうと思うのですが、そういう形になろうと思うのですが、だから職員の管

理というものは一切なくなりますが、そういう保育園運営の基礎的な原資にかかわる部分、それを私は保育料と、こう言っておるのですが、その保育料は永久に市が面倒を見なければならない。例えばもっとわかりやすく言えば、保護者が保育料を滞納しておっても、それとは関係なしにその保育料は入ったものとみなして全額その保育園に払わなければならぬと、これだけは残ると、こういうことですね。

○議長（祝 優雄君） 本間課長。

○社会福祉課長（本間 優君） お答えします。

そのとおりでございます。

○議長（祝 優雄君） 議案第98号についての質疑を終結いたします。

議案第99号 財産の無償譲渡について（真野第1保育園）の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第99号についての質疑を終結いたします。

議案第100号 財産の無償譲渡について（羽茂保育園）の質疑を許します。

中川直美君。

○8番（中川直美君） 先ほどと同じ関連で、先ほどの質疑の答弁の中で保育園の建設費については子供安心子育て基金というものだったと思うのですが、先ほどのお話ですと、保育園建設するときの補助制度があるというふうにお尋ねを聞いたのですが、具体的にはどういう中身ですか。

○議長（祝 優雄君） 本間社会福祉課長。

○社会福祉課長（本間 優君） お答えいたします。

建築費に関して4分の3の補助が出ていますと聞いております。

○議長（祝 優雄君） 加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） さて、ここなのだ。この羽茂保育園、先ほどもちょっと話ありましたけれども、この土地だけが民間の土地なのです。そこで、これは佐渡市との間に貸借関係が結ばれておるわけ。そうすると、今後何かあったときに市と現在貸しておる人が何らかの関係で、「いや、もうおめえに貸せんぞ」と言ったときは、自動的にこっち側の土地がなくなるということになるのだが、その辺の契約と歯どめ措置というのはちゃんとなされておるのか。つまり譲渡を受けたほうが混乱しないような約束事がきちっとできておるのかどうか、この点について。

○議長（祝 優雄君） 本間課長。

○社会福祉課長（本間 優君） お答えいたします。

地権者は、羽茂保育園については3名いらっしゃいますが、その方々とは常に同意をいただいております。佐渡市がお借りして、それをまた移管先法人に無償貸与するということに対して同意をいただいております。

○議長（祝 優雄君） 加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） そこで、大した金額ではないのではないかとと思いますが、ではこの土地の借地は一体幾らで市が借りておるのですか。

それと、もう一点、今度は経営を移譲したわけなのですから、市の持っておる土地なら、まあまあ、こ

れはしょうがないから、ただで貸せるわやということになるのですが、このよそから借地して、そして無償ということにするというのには若干経営者側のほうから、引き受けたほうから借地料を払ってもらおうという方法はとれなかったのかどうか、それはどうなの。

○議長（祝 優雄君） 本間課長。

○社会福祉課長（本間 優君） 当初のときからその借地の件に関しましては無償貸与ということで、市の所有地と同じ条件ということでやらせていただいております。

以上です。

○22番（加賀博昭君） これ幾らだと聞いている。

○社会福祉課長（本間 優君） 済みません。前お答えしたときと違いまして、訂正いたします。140万円ほどです。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 猪股君。

○17番（猪股文彦君） この3園とも島外の法人が経営することになっておるのですが、単純なこと聞くのですが、できれば島内の法人、佐渡市の保育園を譲渡するのだから、島内の法人がやってもらいたいなという気持ちはあるのですが、何法人が応募して、佐渡からの法人の応募はなかったのか、その辺についてお知らせください。

○議長（祝 優雄君） 本間課長。

○社会福祉課長（本間 優君） お答えいたします。

それぞれの園に4法人の応募がありました。その中で島外もありましたし、市内法人もありました。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 猪股文彦君。

○17番（猪股文彦君） 委員会でこれきちっと審査してもらいたいのですが、その基準がどうあったのか、あるいはどういうメンバーで、どういう採点方法でこうなったのかというふうなことは委員会でぜひやってもらいたいのですが、そういう応募した法人の、入札と同じように、名称等は公表できないのですか。

○議長（祝 優雄君） 猪股君、今名称を公表しなければなりませんか。後で文章などでどうですか。

○17番（猪股文彦君） できるかできないかだけ。

○議長（祝 優雄君） では、後で文書等で配付できるように用意してください。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 本間課長。

○社会福祉課長（本間 優君） 文書で配付させていただきたいと思います。よろしく願います。

○議長（祝 優雄君） 議案第100号についての質疑を終結いたします。

議案第101号 佐渡市緊急情報伝達システム整備工事請負契約の締結についての質疑を許します。

中川直美君。

○8番（中川直美君） 具体的に教えていただきたいと思う。2年がかりとか3年がかりで全世帯に配るとか云々とか言っていたわけですが、今回の契約金額を見ますと7億8,000万ということなのですが、本宅等の整備なのだろうというふうにも思うのですが、具体的な中身について、この契約の中身と全体にどう

いう配付、何世帯ぐらいにやるのかも含めてちょっと教えていただければと思いますが。

○議長（祝 優雄君） 本間危機管理主幹。

○危機管理主幹（本間 聡君） この緊急情報伝達システムの整備工事につきましては、今年度と来年度の2カ年で市内全域、全世帯、全事業所あるいは公共施設に端末を設置するものです。今回の入札に関しましては、センター装置工事、それから本庁、消防本部、各支所、消防署に置く放送卓、それから各世帯、今回は畑野、相川、それから赤泊、羽茂、小木のこの5地区の戸別受信機の設置する工事になります。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） それでは、入札の資料関係があるのですが、辞退をされたというのは、具体的にはどうということなのですか。つまり入札者5名のうち2名が辞退、そして1名が無効ということになっていますが。

○議長（祝 優雄君） 鈴木契約管理主幹。

○契約管理主幹（鈴木一郎君） それでは、辞退理由について説明いたします。

辞退につきましては、工事期間中を通じて技術者の配置が困難という理由で2社が辞退しています。それから、無効につきましては最低制限価格未満ということで無効という扱いにしました。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） 一体この入札の結果どういうふうに見ておるか。資料の32ページにありますが、最低制限価格まずいっぱいだ。落札額が。そういう数字になったのだといえはなったのだけれども、見方によると、官製談合ではないのというようなことを言いたくなるような数値が示されておりますが、辞退については先ほど話がありましたし、それから無効になったのもここにあります。実際に最低制限価格というところのぎりぎりのところに来ておるわけですが、いいといえはいいのですが、どのように見ておるのですか、これは。最低制限価格ぎりぎりのところへ出ておるわけだから、それはいいことなのだけれども。

○議長（祝 優雄君） 鈴木主幹。

○契約管理主幹（鈴木一郎君） ご説明いたします。

最低制限価格の算出方法については、佐渡市はホームページで公表していますし、積算がある程度皆さんそろっているということで、最低制限価格の競争になったものというふうに思っています。

それから、入札は適正に行われたというふうに思っています。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） 優しく言っておるのだけれども、予定価格と最低制限価格の間隔が非常に接近しておるということを言っておるのだ、私は。つまり最低制限価格を上げているのではないのかと。もっと下がってもいいのではないのかということを聞いておる。そう言う立場があるだろうから、俺は言わなかったのだけれども、これは適正な最低制限価格ですか。

○議長（祝 優雄君） 鈴木主幹。

○契約管理主幹（鈴木一郎君） 最低制限価格の計算方法につきましては、先ほども説明しましたけれども、

具体的にいきますと、直接工事費の1.0、それから共通仮設費の1.0、それから現場管理費の0.8、一般管理費の0.3、それぞれ積み上げたもので最低制限価格を出すということになっています。なお、総枠として、最低制限価格の下限值として予定価格の80%、それから上限値として90%というふうに定めています、その計算式が80から90の間に入ることになっています。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 議案第101号についての質疑を終結いたします。

議案第102号 平成24年度佐渡市一般会計補正予算（第6号）についての質疑を許します。

質疑は歳入歳出別とし、歳出はさらに複数の款に分けて行います。

まず、歳入についての質疑を許します。

猪股君。

○17番（猪股文彦君） 赤字国債法案が成立していないということについての6月補正並びに今回の補正についての影響はあるのかなのか、それが1点と、もう一つは臨財債が2,300万減額しているけれども、これはお金が十分あるからということなのかどうなのか、この2点について聞かせてください。

○議長（祝 優雄君） 伊貝財務課長。

○財務課長（伊貝秀一君） お答えいたします。

赤字国債法案につきましては、その影響についてのご質問でございますけれども、普通交付税等の地方への交付の関係についてはきょう閣議決定がされまして、市町村分については、9月交付分については全額交付が決まりました。したがって、佐渡市においては当面この影響はございません。

それから、臨時財政対策債につきましては、交付決定に基づく減額でございます。

以上でございます。

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

次に、歳出についての質疑を許します。

まず、1款議会費及び2款総務費の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

3款民生費及び4款衛生費の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

次に、5款労働費及び6款農林水産費の質疑を許します。

中川直美君。

○8番（中川直美君） 今回の補正の目玉にもなっている労働費の関係です。新聞報道にもありましたが、この緊急雇用創出助成金の関係です。これ市独自でやるということなのだろうというふうに思うのですが、3カ月分の給与を50万までやって、雇用のためにということなのですが、そこでちょっと立ち入ってお尋ねをしたいのでありますが、平成20年ごろから経済対策と称して、23年度を抜いて約70億円ぐらい雇用の問題も含めてやってきた。そんな中でどうだったのかということも踏まえた上でのこれ新しい施策だろうというふうに思うのですが、具体的にどうなのか。例えばもうちょっとわかりやすく言いますと、平成20年

ごろから雇用が大変だということで緊急雇用の事業いっぱいやりました。佐渡市そのものも緊急雇用でいろんな仕事つくって、臨時の職員の方も雇われて現在もいるのだろうというふうに思うのですが、そういったものも踏まえた上でこれ出してきたのだろうと思うのですが、その辺全体の今厳しい経済状況の中の雇用対策、どういうスキームと中身でこういう判断になったのか、教えていただきたいというふうに思います。

○議長（祝 優雄君） 伊藤観光商工課長。

○観光商工課長（伊藤俊之君） お答えします。

雇用の促進については、今ほど議員のほうからお問い合わせございました。平成20年から現在まで、24年まで新潟県の緊急雇用創出基金事業、これを活用して行っておりまして、また、企業に対する支援といたしまして、支援といたしますか、失業対策といたしまして雇用安定助成金、この二本立てで大きく支援してきております。緊急雇用創出基金事業につきましては、現在まで、20年から24年まで4億1,159万2,000円活用し、雇用人数を379人雇用しております。また、助成金のほうにつきましては、23年度実績で申しますと、29社、920万円ほど活用しております。今回のこの対策につきましては、昨年、一昨年の1年間と比較して、この7月末現在で失業者、特に自主退職ではなくて、事業主都合による失業者の割合が昨年の2倍以上、125人となっております。これは、ハローワークからの情報であります。こういうものに対して佐渡市では雇用促進協議会がございますけれども、ここに雇用の緊急雇用専門部会を立ち上げて、それぞれハローワーク、新潟県あるいは佐渡市、連合商工会、こういった関係団体が一緒になって取り組んでいる一環として、新たに県から緊急雇用の特別枠を1,000万円ほどいただいて、また佐渡市では1,500万円の企業に対する雇用1人当たり3カ月分の給与に該当しますけれども、50万円、これを合わせて2,500万円の予算で50人以上の雇用を進めていきたいと、こういったことで市長を筆頭に企業500社を回る予定で進めております。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 私この事業そのものをまだ中身精査していませんが、悪いと言っているつもりではないのですが、つまり私何言いたいかというと、過去にその緊急雇用ということでやってきたことをきちんと踏まえた上でどうするのか。市のホームページでいいますと、経済対策までのこれまでの動画みたいなのがあるのですが、けさも見てきたのですけれども、先ほど言ったように約70億円使った。例えば平成21年だったと思いますが、建設業の異業種の連携事業ということで、これは仕事おこし、竹をどうのこうのするというような話もあって、何社もやった。そういったものが一体どうなっているのかといったものもきちんと踏まえた上で私はこういった対策立てていく必要があるのではないかと。平成21年、22年と経済対策の戦略会議あるいはプロジェクトチームも立ち上げて、私はこの24年の今も含めてプロジェクトチームをやってきちんと庶民の経済状況に対応していくという私スタイル要るのではないかとというふうに思うのですが、その辺はどのように考えていますか。

○議長（祝 優雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） お答えいたします。

この経済対策につきましては、いろんな資金を投入をいたしまして、対応してまいったわけでありまして

けれども、最終的に私どもが判断をするのは、佐渡市の業況判断調査というものがございます。これは、D Iと言われておりますけれども、これに基づいて私のほうで判断をさせていただいておるわけでありまして、21年度の上期からずっと見ておりますと、22年の下期から23年の上期に当たってぐっと落ち込んで、各業種が落ち込んでいる。このときに住宅リフォームをぼんと打ったということでもあります。その結果、23年の上期、23年度下期についてはぐっと上がってきたわけでありましてけれども、またさらに24年度の上期、今現在でありますけれども、このときに下がりつつあるということでもあります。特にその下がりつつあるものが建築関係業、これが一番下がりつつあるというものでございますし、もう一つは先ほど課長が答弁をしたとおり、説明を申し上げたとおり、製造業を中心として介護が非常にふえ始めたという、昨年あるいは一昨年に比べまして、ふえ始めているということでもありますので、県、ハローワークと共同でこの対策を打たせていただいたということでございます。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 最後に、簡単に聞きます。先ほど課長の答弁ありましたが、緊急雇用の創出事業の中で4億円余り使って379人を雇用したということなのですが、それは現在でも雇用されているという理解でよろしいですか。

○議長（祝 優雄君） 伊藤課長。

○観光商工課長（伊藤俊之君） お答えします。

緊急雇用創出基金事業は幾つかございます。1つは、市の臨時職員等で市の直営事業、こういうもの、それから委託、それから震災対策、そういうものを民間に事業をお願いする、こういう中で今やってきております。先ほど379人、この4億1,100万円については半年から1年という事業の期間がございますので、その期間中の全額の給料、これを出すと。給与相当分を出していくというような事業でございまして、期間としましては長くても1年というような状況でございます。

○議長（祝 優雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

次に、7款商工費及び8款土木費の質疑を許します。

村川君。

○14番（村川四郎君） 41ページの土木費のところでお聞きしたいと思います。

所管ですので、詳しくは委員会でやりたいのですが、今回住宅リフォーム事業2億円が上がったのですが、これは今まで3回やっていますよね。1回目、2回目、3回目との違いについて、今回の金額は2億という非常に大きい金額を上げています。その例えば期間、対象期間とか、補助の条件とかも含めて1回目、2回目、3回目と違うところをちょっと教えてください。

○議長（祝 優雄君） 石塚建設課長。

○建設課長（石塚道夫君） お答えいたします。

まず、今回の住宅リフォームにつきましては、一番大きな違いは2点ありまして、限度額を20万円から50万円に引き上げた、それが1点です。もう一点は今までは1度受けた方は2回目受けられなかったのですが、今回その制限を取り払う。あと、今まで申請書類等なかなか図面等難しいというような意見

もございましたので、そのあたりは改善したいというように考えております。

あと、事業期間でございますが、経済対策もありますので、私らとしては今年度いっぱいというふうに取り扱いをしたいと思いますが、実際申請件数、また施工する業者さんの都合等を、どういうふうになるかこの後の申請受け付け時にお聞きいたしまして、その上で判断をして、もしひょっとしたら期間を延長して繰越というような対応もお願いしなければいけないかも知れませんが、それはまず受け付けをしてみてという判断にしたいと思っております。

○議長（祝 優雄君） 村川君。

○14番（村川四郎君） 緊急経済対策ということで、市長が先ほど言われましたけれども、建築業界、平成24年度現在、上半期が落ち込んでいるということもあるのですけれども、こういうことをやってほしいという声はかなりたくさんの方からも聞いております。ただ、今課長が言われたように、応募者が少ない場合は応募期間を延ばすということも考えているということなのですからけれども、やっぱり経済対策という目的からであると完売してもらわないと困るということで、今回今まで限度額100万から250万の事業までできると、その20%で50万まで最高出るということなのですからけれども、これは条件としては居住している住居が条件ということだったのですけれども、前回受けた人も今回受けられる対象になるということから考えれば、人によっては2軒3軒というか、離れのうちとかも持っている方もおられるので、緊急経済対策という面でできるだけ早い期間に消化ということも考えれば、住居としていない、住んでいないところとか、例えば借家として貸しているところとか、そういうところも対象にするということと、それから町並みの保存とか、そういう環境面からも考えれば、まちの中にある人が住んでいない住宅の整備も対象にするとか、そういうことも考えられるのではないかと思いますのですけれども、その辺は検討していませんか。

○議長（祝 優雄君） 建設課長。

○建設課長（石塚道夫君） お答えいたします。

今ほど議員がおっしゃられた条件等については、内部でも検討はいたしましたが、やはりその部分については今住んでおられる住宅ということにさせていただいて、あくまでも経済対策と、あと住居環境の改善という大きな目的のもとにやっていきたいということで、今のところ、その条件を変える考えはございません。

○議長（祝 優雄君） 加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） まず、1点は募集して抽せんをやるというのでしょうか。では、一体募集の期間はいつからいつまで、これをまずお答えください。

○議長（祝 優雄君） 石塚課長。

○建設課長（石塚道夫君） 募集の期間ですが、申請、抽せんを11月末の3日間程度を予定しております。

○議長（祝 優雄君） 加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） 私は、これはみ出ると思うのです、間違いなく。何ではみ出るかという、リフォームをやる人もやりたいという意見がある。もう一つは、業者が何としてもこれを仕事としてとろうと考えるから、これが大きく動き出すわけです。だから、金が残るなんていうことは全く心配要らない。たちまちなくなる、私はそう思います。それで、9月議会が終わる。10、11と2カ月で募集期間終わると、ということなののですが、恐らくことはもうこれしかやれぬだろうと思うのです、と私は思います、ど

うなのでしょう。リフォーム補助金額というものを上げておるわけです。2.5倍に上げておるわけです。これは、下手すると、50万で割り返せば400軒ということになる。400軒なんていうことはないでしょう。たちまちなくなると私は見ておるのだが、皆さんの見通しはどうですか。ここから先のこと、あなたたちの見通しだけ聞いておきます。私は、意見はあるけれども、申し上げません。どうぞ。

○議長（祝 優雄君） 石塚課長。

○建設課長（石塚道夫君） お答えいたします。

50万円満額ですと400軒という形になるのですが、今まで過去の住宅リフォームにつきましても実績をとっていきますと、平均的に満額まではいきませんので、250万の工事を皆さんがやられるというのはなかなかないというふうに考えておりますので、今回700軒程度は私も申し込みがあって対応ができるのではないかと考えております。

○議長（祝 優雄君） 近藤和義君。

○20番（近藤和義君） 11月末に募集をかけて、もちろん冬場を迎えますので、仕事ができないので、来年の11月までと言いました、工事期間を延ばすと、明許繰越で。した場合、例えばことしの費用対効果等を見て、来年の、ことは遅過ぎて執行部も反省しなければならぬと思うのですが、新年度予算に同じような経済対策は組めないということになりませんか。つまりこれは単発で、2年間に1回の仕事になってしまうというふうに考えているのですか。

○議長（祝 優雄君） 石塚課長。

○建設課長（石塚道夫君） この住宅リフォームにつきましては、経済対策の意味合いが強うございまして、やはり経済対策のニーズとか趣旨とかのしっかりと状況を見きわめて判断する必要があるというふうに考えております。ですので、まずはこの2億円の住宅リフォームをやってみて、受け付けをしてみて、その状況でまた市長が判断されるものというふうに考えております。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 1点だけお尋ねをしておきたいと思います。先ほど質疑の中にもあったのですが、50万というのが市民にとっては確かにいいことなのですが、その住宅リフォーム助成制度というのは、もともとわずかな金というか、わずかな金で仕事を興すということで全国的にどんどん広がってきているものなのです。先ほど課長の答弁だと、もともと20万でやっても、そう単価が総体上がらなかったというお話もあるのだが、これまででいうと、総体の工事額って一体幾らぐらいだったのか。さっきの質疑の中にもありましたが、50万ではなくて20万としてもっと幅広く仕事を興してもらおうというのも一つの考え方として私あると思うのですが、例えば去年やった方は20万だけれども、ことは50万だということになるわけで、そういう意味でやった方もやれるというふうにしたのだろうとは思うのですけれども、その辺あなた方どんなふうに見ていたのか。考えたのか。

それと、産業連関も考えていくと、10倍なんていうものではない経済波及効果が本来あるわけですが、あなた方それきっちり押さえる必要あるのではないか、その辺はどういうふうに押さえましたか。過去の市長でいうと、住宅リフォームについてやってみて、検証して、問題点も含めて考えるということで、いなくなってしまっって新しい市長になってしまったのだけれども、さっきの雇用ではないけれども、過去の対策の教訓をどう生かしたのか、ちょっとお尋ねしたいと思うのですが。

○議長（祝 優雄君） 石塚課長。

○建設課長（石塚道夫君） 過去の実績ということで、市からの補助金額は約2億700万円。それで、実際の工事の総工事費は20億9,300万円で約10倍です。産業連関ですと、大体その1.9倍ですので、19倍というふうに考えております。

○議長（祝 優雄君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

次に、9款消防費及び10款教育費の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

以上で議案第102号についての質疑を終結いたします。

ここで、昼食休憩といたします。

午前11時54分 休憩

午後 1時33分 再開

○議長（祝 優雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第103号 平成24年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第103号についての質疑を終結いたします。

議案第104号 平成24年度佐渡市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第104号についての質疑を終結します。

議案第105号 平成24年度佐渡市介護保険特別会計補正予算（第1号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第105号についての質疑を終結いたします。

議案第106号 平成24年度佐渡市簡易水道特別会計補正予算（第1号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第106号についての質疑を終結いたします。

議案第107号 平成24年度佐渡市下水道特別会計補正予算（第1号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第107号についての質疑を終結いたします。

議案第108号 平成24年度佐渡市ケーブルテレビ特別会計補正予算（第2号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第108号についての質疑を終結いたします。

議案第109号 平成24年度佐渡市歌代の里特別会計補正予算（第1号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第109号についての質疑を終結いたします。

議案第110号 平成24年度佐渡市すこやか両津特別会計補正予算（第1号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第110号についての質疑を終結いたします。

議案第111号 平成24年度佐渡市病院事業会計補正予算（第1号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第111号についての質疑を終結いたします。

議案第112号 平成24年度佐渡市水道事業会計補正予算（第3号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第112号についての質疑を終結いたします。

これより平成23年度決算の質疑に入ります。

議案第113号 平成23年度佐渡市一般会計歳入歳出決算の認定については歳入歳出別とし、歳出はおおむね2款ごとに分けて行いますが、議案第114号から議案第127号までの各会計は、それぞれ一括して行います。

それでは、議案第113号 平成23年度佐渡市一般会計歳入歳出決算の認定についての歳入の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

次に、歳出に移ります。

まず、1款議会費及び2款総務費の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

次に、3款民生費及び4款衛生費の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

次に、5款労働費及び6款農林水産業費の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

次に、7款商工費及び8款土木費の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

次に、9款消防費及び10款教育費の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

次に、11款災害復旧費から14款予備費までの質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第113号 平成23年度佐渡市一般会計歳入歳出決算の認定についての質疑を終結いたします。

議案第114号 平成23年度佐渡市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第114号についての質疑を終結します。

議案第115号 平成23年度佐渡市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第115号についての質疑を終結します。

議案第116号 平成23年度佐渡市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第116号についての質疑を終結します。

議案第117号 平成23年度佐渡市簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第117号についての質疑を終結します。

議案第118号 平成23年度佐渡市下水道特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第118号についての質疑を終結いたします。

議案第119号 平成23年度佐渡市ケーブルテレビ特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を許しま

す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第119号についての質疑を終結いたします。

議案第120号 平成23年度佐渡市歌代の里特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第120号についての質疑を終結いたします。

議案第121号 平成23年度佐渡市すこやか両津特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第121号についての質疑を終結いたします。

議案第122号 平成23年度佐渡市五十里財産区特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第122号についての質疑を終結いたします。

議案第123号 平成23年度佐渡市二宮財産区特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第123号についての質疑を終結いたします。

議案第124号 平成23年度佐渡市新畑野財産区特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第124号についての質疑を終結いたします。

議案第125号 平成23年度佐渡市真野財産区特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第125号についての質疑を終結いたします。

議案第126号 平成23年度佐渡市病院事業会計決算の認定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第126号についての質疑を終結いたします。

議案第127号 平成23年度佐渡市水道事業会計決算の認定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第127号についての質疑を終結いたします。

議案第128号 平成23年度佐渡市水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第128号についての質疑を終結いたします。

議案第129号 相川小学校校舎改築（建築）工事請負契約の締結についての質疑を許します。

中川直美君。

○8番（中川直美君） 所管でないので、少しお尋ねをいたします。

ここに平面図というか、あれが出ているのですが、非常におもしろい形の校舎なのかなというふうに思ったのですが、これは土地利用の関係でこんなふうになったのだろうかと思うのですが、その辺どうなのか。

それと、もう一つは公共施設における自然エネルギー云々ということでいうと、例えば太陽光みたいなのをかなりやるところふえているわけですが、そういったものの入札関係ももちろん入っているのだと思うのですが、その辺はどのようになっていますか。

○議長（祝 優雄君） 吉田学校教育課長。

○学校教育課長（吉田 泉君） 2点ほどございました。まず、形状につきましては、ちょっと私今資料等持ち合わせてございませんので、確認をさせていただきます。

エコスクール関係につきましては、今回も太陽光発電及びトイレに使う注水用の設備は備える予定でございます。エコスクールの認定を受けてこの事業を進めてまいりたいと考えております。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 図面見てわかるように、大きく見ると三角、よく見るとV字形みたいな非常におもしろい構造になっているものですから、これは何らかの、こういう構造だと維持管理も含めて、かえって素人的には面倒なのかなというふうにも思うものですから、お尋ねをしたところなのですが、わからぬということだから、しょうがないですけれども、それともう一つは学校とか建てるときに防災機能を備えた云々というのも今関係機関からも指摘をされているのですが、あの場所自体はそんな高台でも何でもないのだけれども、そういった防災機能みたいなところは何か工夫をされている部分ありますか。

○議長（祝 優雄君） 吉田課長。

○学校教育課長（吉田 泉君） 防災機能につきましては、特に私申しわけございませんけれども、認識ございません。ただし、高さ的には3階に避難をすれば問題ないということで認識しております。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） もちろん津波だけではなくて、津波は高いところだから来ないというのではなくて、いわゆる大きな公共施設つくるときには3.11の教訓を受けて地域住民が避難する、あるいは例えば県内では長岡の中学校ですか、非常に有名になって全国からも視察が来ているというのが去年あたりからずっと報道されているのですが、そういった意味での地域防災の、例えば、津波だけではないです。地すべり地帯だってありますから、地すべりがあったりなんかしたときに避難したときに十分対応できるような工夫なんか、どうせつくるのですから、そういった機能を私は入れるべきだというふうに思うのですが、そういったことがなされているのかということなのです。わからぬみたいですが、一応聞いておきます。

○議長（祝 優雄君） 答弁が要るのですか。

○8番（中川直美君） 答弁要りません。

○議長（祝 優雄君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第129号についての質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第87号から議案第112号及び議案第128号、議案第129号については、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

次に、議案第113号から議案第127号については、8人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することといたします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 異議なしと認めます。

議案第113号から議案第127号については、8人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定をいたしました。

決算審査特別委員の選任を行います。

決算審査特別委員の選任については、佐渡市議会委員会条例第8条第1項の規定により、議長において指名をいたします。

3番	駒形 信雄君	4番	渡辺 慎一君	6番	大森 幸平君
12番	中川 隆一君	13番	中村 良夫君	14番	村川 四郎君
18番	金子 克己君	22番	加賀 博昭君		

以上の8名を決算審査特別委員に選任いたします。

日程第6 請願第4号から請願第6号、陳情第3号

○議長（祝 優雄君） 日程第6、請願第4号から請願第6号、陳情3号の委員会付託を行います。

本定例会における請願第4号から請願第6号及び陳情3号については、お手元に配付してあります請願・陳情文書表のとおり、それぞれの所管常任委員会に付託いたします。

○議長（祝 優雄君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次の会議は……

〔「議長、議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 猪股君。

○17番（猪股文彦君） 先ほどの質疑の中で要望いたしました保育園民営化応募者一覧表が出ておりましたけれども、これはプロポーザルだったと思うのですが、今までのプロポーザルの審査に当たっては、その資料として、イントラネットのときもそうですし、温泉のときもそうですが、例えば何名で評価をしたのか、評価の結果はどうだったか、こういう資料が出ておりましたので、議長におかれては委員会までにその資料を出すようによろしくお願いいたします。

○議長（祝 優雄君） わかりました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次の会議は、来週11日火曜日午前10時から一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

午後 1時48分 散会